

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第5号

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (採用のための選考の委任) 第3条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。 (1)～(5) [略] | (採用のための選考の委任) 第3条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。 (1)～(5) [略] <u>(6) 規則第14条第9号の規定に該当する職</u> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。